○愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和3年3月26日条例第13号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号)の 全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉 施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、児童福祉法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

- 第3条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(同省令第6条及び第6条の2を除き、 同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。 (非常災害対策)
- 第4条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該児童福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。)の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 2 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者等を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者等に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めなければならない。
- 3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。
- 4 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。)は、第2項の訓練の実施 に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 5 児童福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に 応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛媛県条 例第45号)の一部を次のように改正する。

P 4210	/	, , , , , , , ,						
	改 正	後			改	正	前	
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等 の準用)			-	(愛媛県児童 の準用)	福祉施設の設備	前及び運営	に関する基準を定めるタ	条例
			_ .					
第14条 愛媛県	児童福祉施設の設備及び	運営に関する基準を定め	조 3	第14条 愛媛県	児童福祉施設の	の設備及び	・運営に関する基準を定る	<u>りる</u>
条例(令和3	年愛媛県条例第13号。以	以下「児童福祉施設基準	条	条例(平成24	年愛媛県条例	第49号。』	以下「児童福祉施設基準	图条
例」という。	第3条の規定により児	童福祉施設の設備及び運	営	例」という。) 第5条、第6条第1項				
に関する基準	とされた児童福祉施設の	設備及び運営に関する基	201					
(昭和23年厚	生省令第63号。以下「児	童福祉施設基準省令」と	· ·					
		及び第4項、第7条の2	_			. 第2項	[及び第4項、第7条、第	E 9
		(第4項ただし書を	_			_	系 (第 4 項 た だ し 書 を	
		項、第3項及び第4項、					_	
			_	く。)、第20条、第21条第1項 第3項及び第4項、第			563	
32条の2 前段	亚ひに第36条の規定亚ひ	に児童福祉施設基準条例	弗	46条前段並びに第50条				
4条第1項か	ら第3項まで、第5項及	び第6項の規定は、幼保	連				の規定は、幼化	呆連
携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表			表	携型認定こど	も園について≗	4月する。	この場合において、次の	の表
の左欄に掲げる児童福祉施設基準省令及び児童福祉施設基準条例			例	の左欄に掲げ	る		児童福祉施設基準彡	条例
の規定中同表	の中欄に掲げる字句は、	それぞれ同表の右欄に掲	げ	の規定中同表	の中欄に掲げる	る字句は、	それぞれ同表の右欄に打	昌げ
る字句に読み替えるものとする。				る字句に読み	替えるものと	する。		
読み替える				読み替える				7
				児童福祉施				
	読み替えられる字句	読み替える字句		設基準条例	読み替えら	れる字句	読み替える字句	
Asserte								
規定				<u>の</u> 規定				_
児童福祉施	省略			第5条	省略			
設基準省令								
第4条の見				の見				
出し及び同				出し及び同				
条第2項				条第2項				
	I				I		I	I

児童福祉施	省略	
設基準省令		
第4条第1		
<u> </u>		
児童福祉施	入所している者	省略
設基準省令		
第5条第1		
<u> 項</u>		
児童福祉施	省略	
設基準省令		
第5条第2		
項及び第11		
<u>条第 5 項</u>		
児童福祉施	省略	
設基準省令		
第5条第4		
項及び第7		
条の2第1		
項		
児童福祉施	入所した者	
設基準省令		
第9条の見		
<u>出し</u>		
児童福祉施	入所している者	省略
設基準省令		
第9条、第		
11条第2項		
及び第 3		
項並びに第		
14条の3第		
1項		
児童福祉施	省略	
設基準省令		
第9条		
児童福祉施	省略	
設基準省令		
第9条の2		
児童福祉施	省略	
設基準省令	入所中の児童等(法第	省略
第9条の3	33条の7に規定する児	
	童等をいう。以下 <u>この</u>	
	<u>条において</u> 同じ。)に	
	対し <u>法</u> 第47条第1項	
	本文の規定により親権	
	を行う場合 <u>であつて</u> 激	
	戒するとき又は同条第	
	3項	
	その児童等	省略
児童福祉施	入所している者	省略
設基準省令	第8条	設備運営基準条例第14
第11条第 1	31 0 AC	設備建呂基や宋例第14 条第2項において読み
項		替えて準用する第8条
_	I	11 C T T 11 J W 31 O 3C

第5条第1 項	省略	
第6条第1	入所者等	省略
第6条第2 項及び第15 条第5項	省略	
第6条第4 項及び第9 条第1項	省略	
第7条第1 項及び第2 項	入所者等	國児等
第11条、第 15条第2項 及び第3 項 <u>第20条</u> 並びに第21 条第1項	入所者等	省略
第11条	省略	
第12条	省略	
第13条	省略 入所中の児童等(法第 33条の7に規定する児童等をいう。以下同じ。)に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合において熟成するとき又は同条第3項	省略
<u>第15条第1</u> <u>項</u>	<u>当該</u> 児童等 入所者等 第10条	省略 省略 設備運営基準条例第14 条第2項において読み 替えて準用する <u>第10条</u>

児童福祉施設基準含令第14条の2 資路 児童福祉施設基準省令第14条の3第1項 援助に関し、当該措置又は動産の実施、母子第14条の3第3項 児童福祉施設基準省令第14条の3第3項 投助に関し、当該措置ない。 児童福祉施設基準名令第14条の3第3項 資の提供若しくは法第6項の規定による措置に係る 児童福祉施設基準省令第12条第1項 次第1項において読み替えて準用する第11条第1項 幼児 省略 児童福祉施設基準省合第36条 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下下入所者を)という。) 児童福祉施設基準条例第4条第1項 人所者等」という。) 児童福祉施設基準条例第4条第2 人所者等 別児 国児		省略	
設基準省令 第14条の2 児童福祉施設基準省令 第14条の3 第1項	100 and 607 AL 460	100	10110
第14条の2 児童福祉施設基準省令第14条の3第1項 児童福祉施設基準省令第14条の3第3項 第3項 投助に関し、当該措置又は保育の実施、母子保護の実施者しくは法第24条第5項若しくは法第6項の規定による措置に係る 児童福祉施設基準省令第32条の2 期別 財別 財別 財別 財別 財別 財別 財別 日本 財別 日本 日本 <t< td=""><th></th><td>利用有</td><td><u>190.92</u></td></t<>		利用有	<u>190.92</u>
児童福祉施設基準省令第14条の3 援助に関し、当該措置			
設基準省令 第14条の3 第1項	第14条の2		
第1項 児童福祉施設基準省令第14条の3第3項 援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施者しくは保育の提供若しくは第6項の規定による措置に係る第11条第1項 児童福祉施設基準省合第32条の2 第11条第1項 放児 省略 当該児童福祉施設本 股童福祉施設基準省合第36条 当該児童福祉施設の入房者及び利用者(以下「入所者等」という。) 児童福祉施設基準条例第14条第1 国児 別児 国児 別名略 国児 別名を第1 国児 別名を第2条例 当該児童福祉施設の入房者をごという。) 児童福祉施設を第1 国児 別名を第1 国児 別名を第2 人所者等 別名を第2 国児	児童福祉施	省略	
第1項 提助に関し、当該措置 収は助産の実施、母子第14条の3 第3項 省略 第3項 算の提供若しくは保育の提供若しくは第6項の規定による措置に係る 24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る 児童福祉施設基準省合第32条の2 第11条第1項 設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第11条第1項 幼児 省略 乳幼児 省略 児童福祉施設基準省合第36条 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。) 順児 児童福祉施設基準条例第4条第1 人所者等」とい方。) 國児 児童福祉施設基準条例第4条第2 人所者等 國児	設基準省令		
児童福祉施設基準省令第14条の3 援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る第11条第1項 児童福祉施設基準省合第32条の2 第11条第1項 放児 項において読み替えて準用する第11条第1項 幼児 名略 1項において読み替えて準用する第11条第1項 放児 資本社施設基準省合第36条 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。)	第14条の3		
設基準省令 第14条の3 第3項 又は助産の実施、母子 保護の実施若しくは保 育の提供若しくは法第 24条第5項若しくは第 6項の規定による措置 に係る 設備運営基準条例第14 条第1項において読み 替えて準用する第11条 第19 児童福祉施設基準省令 第32条の2 幼児 省略 省略 児童福祉施設基準省令 第36条 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下 「入所者等」という。) 剛児 児童福祉施設基準条例 第4条第1 項 当成児童福祉施設の入所者及び利用者(以下 「入所者等」という。) 剛児 児童福祉施設基準条例 第4条第2 入所者等 國児	第1項		
第14条の3 保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る 児童福祉施設基準省合第32条の2 第11条第1項 放児 資本 資本 別児童福祉施設基準省合第36条 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。) 児童福祉施設基準条例第14 別児童福祉施設基準条例第14 別児童福祉施設基準条例第14 第1項 別児 所者及び利用者(以下「入所者等」という。) 児童福祉施設基準条例第4条第2 入所者等 園児	児童福祉施	援助に関し、当該措置	省略
第3項 育の提供若しくは法第 24条第5項若しくは第 6項の規定による措置 に係る 児童福祉施 設基準省令 第32条の2 第11条第1項 数児 者別児 当助児 名略 設備運営基準条例第14 条第1項において読み 替えて準用する <u>第11条</u> 第1項 幼児 名略 規基準省令 第36条 省略 児童福祉施 設基準条例 第4条第1 項 当該児童福祉施設の入 所者及び利用者(以下 「入 所 者 等」と い う。) 國児 児童福祉施 設基準条例 第4条第2 入所者等 國児	設基準省令	又は助産の実施、母子	
24条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置 に係る 設備運営基準条例第14 条第 1 項において読み 替えて準用する <u>第11条</u> 第1項 幼児 省略 乳幼児 型産福祉施 設基準省令 第36条 児童福祉施 設基準金份 第36条 省略 乳財児 当該児童福祉施設の入 所者及び利用者(以下 「入 所 者 等」と い う。) 園児 児童福祉施 設基準条例 第 4条第 1 項 上 い う。) 」 児童福祉施 設基準条例 第 4条第 2 入所者等 國児	第14条の3	保護の実施若しくは保	
児童福祉施設基準省令第32条の2 第11条第1項 設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第11条第1項 幼児 省略 乳幼児 省略 風見 児童福祉施設基準省令第36条 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者をご利用者(以下」「入所者等」という。) 関児 児童福祉施設基準条例第4条第1 入所者等 國児	第3項	<u>育</u> の提供若しくは法第	
児童福祉施設基準省令第11条第1項 設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第11条第1項 幼児 省略 1項 別児童福祉施設基準省令第36条 省略 児童福祉施設基準条例第4条第1項 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。) 児童福祉施設基準条例第4条第2 入所者等		24条第5項若しくは第	
児童福祉施設基準名の2 第11条第1項 設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第11条第1項 幼児 省略 乳幼児 園児 児童福祉施設基準条例 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。) 関児 児童福祉施設基準条例 入所者等 園児		6 項の規定による措置	
設基準省令 第32条の2 条第 1 項において読み 替えて準用する <u>第11条</u> 第 1 項 幼児 乳幼児 省略 乳幼児 児童福祉施 設基準省令 第36条 当該児童福祉施設の入 所者及び利用者(以下 「入 所者等」とい う。) 剛児 児童福祉施 設基準条例 第 4条第 1 項 入所者等 國児		に係る	
第32条の2 替えて準用する第11条 第1項 幼児 省略 乳幼児 園児 児童福祉施設基準省合第36条 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。) 児童福祉施設を利用者(以下」、「入所者等」という。) 別児童福祉施設を対し、 児童福祉施設を基準条例 入所者等 製工事条例 工作者等 財産福祉施設を基準条例 工作者等 日間児 日間児	児童福祉施	第11条第1項	設備運営基準条例第14
第1項 幼児 省略 乳幼児 園児 児童福祉施設基準省令第36条 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者及び利用者(以下」「入所者等」という。) 児童福祉施設を利用者(以下」」 人所者等」という。) 児童福祉施設基準条例第4条第2 人所者等	設基準省令		条第1項において読み
効児 省略 乳幼児 國児 別	第32条の2		替えて準用する <u>第11条</u>
乳幼児 園児 児童福祉施設基準省令第36条 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下所者及び利用者(以下下の)のである。) 関児の財産組施のののである。 関連を発売します。 人所者等」という。) 児童福祉施設を基準条例第4条第2 人所者等			第1項
児童福祉施設基準省令第36条 当該児童福祉施設の入 関児 所者及び利用者(以下 「入 所 者 等」という。) 児童福祉施設の入 所者を受利用者(以下 「入 所 者 等」という。) 児童福祉施設 上準条例第4条第2		幼児	省略
設基準省令 第36条 児童福祉施 設基準条例 当該児童福祉施設の入 所者及び利用者(以下 「入 所 者 等」と い う。) 児童福祉施 設基準条例 入所者等 製基準条例 34条第2		乳幼児	
第36条 児童福祉施 当該児童福祉施設の入 関児 股基準条例 所者及び利用者(以下 「入所者等」とい う。) 児童福祉施設基準条例 入所者等 國児 製基準条例 第4条第2	児童福祉施	省略	
児童福祉施設 当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下第4条第1項 関児 第4条第1項 「入所者等」という。) 児童福祉施設 入所者等 製基準条例第4条第2	設基準省令		
設基準条例 所者及び利用者(以下 第4条第1 項 「入 所 者 等」と い う。) 児童福祉施 設基準条例 入所者等 第4条第2 國児	第36条		
第4条第1 「入所者等」という。) 児童福祉施設基準条例 入所者等 製基準条例 第4条第2	児童福祉施	当該児童福祉施設の入	
項 う。) 児童福祉施設基準条例 入所者等 競基準条例 第4条第2	設基準条例	所者及び利用者(以下	
児童福祉施 設基準条例 入所者等 競基準条例 第4条第2	第4条第1	「入所者等」とい	
設基準条例 第 4 条第 2	<u>項</u>	<u>5.)</u>	
第 4 条第 2	児童福祉施	入所者等	國児
	設基準条例		
was .	第4条第2		
41	<u> 1ji</u>		

2	児童福祉施		は、幼保連携型認定こども
	圏の職員及び	設備について準用する。	この場合において、同条の
	見出し中「他	の社会福祉施設を併せて	設置する」とあるのは、職
	員については	「他の学校又は社会福祉	施設の職員を兼ねる」と、
	設備について	は「他の学校、社会福祉	上施設等の設備を兼ねる」
	と、「設備及	び職員」とあるのは、職	員については「職員」と、
	設備について	は「設備」と、同条中「	他の社会福祉施設を併せて
	設置するとき	は、必要に応じ」とある。	のは「その運営上必要と認
	められる場合	は、」と、「設備及び職	員」とあるのは、職員につ
	いては「戦員	」と、設備については「	設備」と、「併せて設置す
	る社会福祉施	設」とあるのは、職員に	ついては「他の学校又は社
	会福祉施設」	と、設備については「他	の学校、社会福祉施設等」
	と、「入所し	ている者の居室及び各施	設に特有の設備並びに入所
	している者の	保護に直接従事する職員	」とあるのは、職員につい
	ては「就学前	の子どもに関する教育、	保育等の総合的な提供の推
	進に関する法	律第14条第6項に規定す	る闡児の保育に直接従事す
	る職員」と、	設備については「乳児室	、ほふく室、保育室、遊戯
	室又は便所」	と読み替えるものとする。	0

	省略	
第21条第 1 項	省略	
第21条第3	援助に関し、当該措置 又は助産の実施、母子 保護の実施、保育 の提供若しくは法第 24条第5項若しくは第 6項の規定による措置 に係る	省略
第46条	第15条第 1 項 幼児	設備運営基準条例第14 条第1項において読み 替えて準用する <u>第15条</u> 第1項 省略
第50条	省略	

2 児童福祉施設基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども 圏の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の 見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職 員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、 設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」 と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、 設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて 設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認 められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職員につ いては「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置す る社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社 会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」 と、「入所者等 の居室及び各施設に特有の設備並びに入所 <u> 者等</u> の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員につい ては「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律第14条第6項に規定する闡児の保育に直接従事す る職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯 室又は便所」と読み替えるものとする。